附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の水産業協同組合法施行規則（以下「新水協法施行規則」という。）第百三十八条第五号、第百四十一条の三の二及び第百四十九条並びに別紙様式第七号㈠、別紙様式第七号㈡、別紙様式第八号㈠、別紙様式第八号㈡、別紙様式第九号㈠、別紙様式第九号㈡、別紙様式第十号㈠及び別紙様式第十号㈡（いずれも会計上の見積りに関する注記に係る部分に限る。）の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2　新水協法施行規則第百三十八条第十七号、第百四十一条第三項、第百四十三条の二第一項、第百四十七条の二及び第百四十九条並びに別紙様式第七号㈠、別紙様式第七号㈡、別紙様式第八号㈠、別紙様式第八号㈡、別紙様式第九号㈠、別紙様式第九号㈡、別紙様式第十号㈠及び別紙様式第十号㈡（いずれも収益認識に関する注記に係る部分に限る。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、電気事業会計規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業会計規則等の一部を改正する省令

（電気事業会計規則の一部改正）

第一条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 1・2　［略］ 3　電気事業者は、次項に規定する特定分割取引に係る収益を特定分割取引収益に整理しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けなければならない。 4　［略］ 5　第三項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に前項に規定する特定分割取引の内容を証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一　前項に規定する特定分割取引の内容 二　第三項に規定する特定分割取引収益の金額の総額 三　［略］ 6　［略］ 7　［略］ 一・二　［略］ 三　第五項第二号及び第三号に掲げる事項が適正かつ明確であること。 8　［略］ **別表第１**（第３条関係） (9)　株　式　引　受　権 （9の2）　新　株　予　約　権 ［略］	**附　則** 1・2　［略］ 3　電気事業者は、第四項に規定する特定分割取引に係る収益を特定分割取引収益に整理しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けなければならない。 4　［略］ 5　第三項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定分割取引の内容を証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一　第四項に規定する特定分割取引の内容 二　第四項に規定する特定分割取引収益の金額の総額 三　［略］ 6　［略］ 7　［略］ 一・二　［略］ 三　第五項第二号及び同項第三号に掲げる事項が適正かつ明確であること。 8　［略］ **別表第１**（第３条関係） ［新設］ (9)　新　株　予　約　権 ［略］

科目	項目	備考
株式引受権		